

平成19年12月18日判決言渡・同日原本領収 裁判所書記官

平成19年(ハ)第14133号 不当利得返還等請求事件

口頭弁論終結の日 平成19年12月4日

判

決

原告

訴訟代理人司法書士

同

訴訟復代理人司法書士

東京都千代田区有楽町一丁目7番1号

被告

代表者代表取締役

訴訟代理人

主

被告

佐原大介

株式会社ワールドファイナンス

文

- 1 被告は、原告に対し、16万0737円及び内金10万8712円に対する平成11年7月1日から支払済みまで、内金5万円に対する平成19年7月5日から支払済みまで、各年5パーセントの割合による金員を支払え。
- 2 原告のその余の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は被告の負担とする。
- 4 この判決は仮に執行することができる。

#### 事実及び理由

#### 第1 請求の趣旨

##### 1 原告

- (1) 被告は、原告に対し、36万0737円及び内金10万8712円に対する平成11年7月1日から支払済みまで、内金25万円に対する平成19年7月5日から支払済みまで各年5パーセントの割合による金員を支払え。
- (2) 訴訟費用は被告の負担とする。

(3) 仮執行宣言申立て

## 2 被告

(1) 原告の請求を棄却する。

(2) 訴訟費用は原告の負担とする。

## 第2 請求原因

### 1(1) 不当利得

本件は、原告が、被告を貸主、原告を借主として金銭消費貸借契約を締結し（以下「本件契約」という。）、平成8年1月16日から平成11年6月30日まで、別紙計算書の「取引日」欄記載の各期日に、「借入額」欄記載のとおり借り入れ、「返済額」欄記載のとおり被告に弁済した（ここまで、甲第2号証の1、2及び第3号証並びに弁論の全趣旨により認められる。）が、前記弁済額について、本件契約の利率を利息制限法所定の制限利率に引き直した上で、更に過払金については、被告は、不当利得の発生について悪意であるとして民事法定利率である年5分の利息を付して計算すると、同計算書の「残元金」欄記載（「-」で表示されたもの）のとおり過払いとなるので、過払分は法律上の原因なくして被告が利得した金員となるから、過払分を悪意の不当利得として、利息を付して原告に返還することを求め、また、不当利得返還請求権実現のために要した費用として司法書士費用5万円を被告に対して請求する事案である。

### (2) 取引履歴不開示による損害賠償請求

原告は、平成18年12月26日、被告に対し、原告との取引履歴の開示を求めたが、被告は一切の取引履歴を開示せず、このため原告は、以後の生活立て直しの見通しが立たず、経済的に不安定な状態が不当に長引き、精神的苦痛を被ったので、この精神的苦痛に対する慰謝料として20万円を被告に対して請求する事案である。

## 2 争点（被告の主張）

### (1) みなし弁済の成立

被告は、貸金業の規制等に関する法律（以下「貸金業法」という。）43条のみなし弁済の要件である17条書面、18条書面を交付し、原告から、契約に従った任意の支払と認めて返済を受けているのであるから、約定金利による利息を受領できるので、過払金は発生しない。

(2) 違約損害金利率の適用

原告は、平成8年5月25日に利息の支払いを怠ったために期限の利益を失ったのであり、約定に基づく損害金利を適用することが正当で当然のことであるから、期限利益を失った後は、引直計算においても約定損害金利である年29.2パーセントが適用されるべきで、そうすると過払金は2万3762円となる。

(3) 過払金に対する利息の起算日

過払金債務の法的性質は不当利得返還債務であり、期限の定めのない債務であるから、過払金の利息発生の起算点は訴状送達の日翌日である平成19年7月10日であるし、また、原告との取引は平成11年の完済により消滅していたのであるから、完済後の取引のない期間までも利息を付すことは許されるべきではない。

(4) 司法書士費用及び損害賠償請求

ア 被告は、池袋東口支店及び他の全支店においてインプットされているデータを調査したが原告との取引は見当たらず、池袋東口支店及び他の全支店で、取引資料の保管場所において原告との取引経過に関する資料を調査したが、原告との取引が見当たらなかったため取引経過を開示することが不可能だったものである。被告は保管場所の都合上、取引終了後3年以上経過した取引に関する書類は各支店の判断において随時処分しており、原告との取引に関する書類は、平成15年以降処分した可能性が高いが、処分の記録は残していない。

イ 民事訴訟手続を用いて貸金業者に対し過払金返還請求をする場合、極めて高度の法律知識を必要とするわけではなく、現に本人訴訟で勝訴判決を

得ている例が報道されているくらいであるから、不当利得と本件訴訟を原告代理人に委任したこととの間には因果関係はない。

ウ 原告は取引の資料をほとんど所持していたのであるから、いつでも過払金返還請求ができたのであり、被告の取引不開示と原告の経済的に不安定な状態が長引いたことによる精神的苦痛との間に因果関係はない。貸金業者に対して、取引経過開示義務なる一般的義務を認めることは、民法の基本理念である私的自治の原則、契約自由の原則、自己責任の原則に反し極めて不当である。

#### (5) 信義則違反

原告と被告の契約は、互いの合意により、信義誠実のもとになされたものであり、原告は被告から貸付条件に従って借り入れし、被告に任意に弁済して取引を終了したもので、取引終了後8年も経過してから、突如として過払金返還請求を求めてくるのは不意打ちであって、権利の濫用である。

### 3 原告の主張

被告は、原告が平成8年5月25日の利息の支払いを怠ったため期限の利益を失ったと主張しているが、甲第2号証の2の領収書には遅延利息の請求はなされておらず、被告自身が違約損害金利率の適用を放棄していることが明白である。被告自ら遅延利息の請求を放棄しているのであるから、本件訴訟で違約損害金利率の適用を主張するのは禁反言の法理により認められない。

### 4 原告の主張に対する被告の再反論

本件契約において遅延損害金の合意はなされており、その金利も利息制限法で許容された年36パーセント未満なのであるから、遅延損害金利率で計算することに何ら誤りはない。当然喪失約款の付された契約においては、被告の意思にかかわらず期限の利益喪失の効果が発生するのに、期限の利益を喪失した後には約定利息の支払いが続けられた場合に、被告によって改めて期限の利益が付与されたと見て、被告の意思に期限の利益の付与の根拠を求めるのは背理であり、約定利率の利息による支払を受けているからといって期限の利益を付与

したものではない。

### 第3 争点に対する当裁判所の判断

#### 1 みなし弁済、過払金に対する利息の起算日

被告の悪意の点について検討すると、被告が貸金業者であり（争いが無い。）、利息制限法等についても、これを熟知しているのが通常であることを併せ考えると、被告は、原告の弁済について過払いになっていたことを知っていたことが推認できるから、被告の悪意が推認されるところ、被告は、貸金業法43条の要件を履行していたと主張するが、その立証はなく、また、貸金業法43条の要件である任意弁済、同法17条書面、18条書面の交付の各要件について、要件充足を信ずるに足りる状況についての主張、立証もないから、過払金の発生した時から過払金が返還されるまで利息を付すべきであり、訴状送達の日翌日から利息が発生するとの被告の主張は採用できない。

#### 2 違約損害金利率の適用

被告は、被告の意思にかかわらず、当然に期限の利益を喪失するとの約款があるのであるから、被告が約定利率による弁済を受領しているからといって、新たに期限の利益を付与したかのような立論は許されないと主張するが、原告も主張するとおり、被告自身、一度も遅延損害金を請求せず、約定金利率による利息の支払を求めていたことが認められる（甲第2号証の2）ところ、過払金返還請求を受けると遅延損害金利率を適用すべきと主張するのは信義則に反し許されないとすべきである。

#### 3 司法書士費用

本件は取引履歴が開示されず取引経過の再現を必要とするなど、被告に対する不当利得返還請求に特段の困難を認めるに足りる事情が認められるから、民法704条後段の特別損害として、司法書士費用5万円を認めるのが相当である。

#### 4 損害賠償請求

被告が取引経過を開示しなかったために、原告は精神的損害を被ったと主張

するが、本件取引が平成11年6月30日に終了していて、かなりの期間が経過しており、廃棄済みの可能性を無視できないこと、原告の手元には被告から送付された領収書がかなりの割合で保存されており、取引経過の再現はそれらの資料で可能であったと認められることなどの事情に照らすと、被告の取引経過の不開示に所論のような違法性があると直ちには認められず、また、原告の精神的苦痛との相当因果関係も認められないから、取引経過不開示による、原告の被告に対する損害賠償請求を認めることはできない。

#### 4 権利の濫用

被告は、取引終了後8年も経過してから、突如として過払金返還請求を求めてくるのは不意打ちであって、権利の濫用であると主張するが、単に時間が経過していることをもって権利の濫用であると認めることはできず、他に権利の濫用を基礎付けるに足る事実の主張はないから、被告の主張は採用できない。

#### 5 結論

争点についての判断は以上のとおりであるので、原告の請求は主文の限度で理由があるから認容し、その余の請求は理由がないから棄却することとし、訴訟費用の負担につき民事訴訟法61条、64条ただし書を、仮執行の宣言につき同法259条1項を、それぞれ適用して主文のとおり判決する。

東京簡易裁判所民事第3室

裁判官 猪瀬 芳 昭

利息制限法所定の制限利息で計算した。なお、閏年に伴う利息の計算上、閏年及びその前年については取引がない場合でも12月31日の項目を設けている。

## 計 算 書

業者名 株式会社 ワールドファイナンス

債務者 XXXXXXXXXX

取引日	借入額	返済額	日数	遅延日数	利率	利息(初日含)	遅延損害金	元金返済額	残元金	未清算利息	過払金の利息(5%)	過払利息の元本充当額
H08.01.16	300,000		1		18%	147			300,000	147	0	0
H08.01.31		3,792	15		18%	2,219	0	1,426	298,574	0	0	0
H08.02.29		8,000	29		18%	4,270	0	3,730	294,844	0	0	0
H08.03.26		8,000	26		18%	3,780	0	4,220	290,624	0	0	0
H08.04.25		8,050	30		18%	4,299	0	3,751	286,873	0	0	0
H08.05.29		9,000	34		18%	4,810	0	4,190	282,683	0	0	0
H08.06.27		10,000	29		18%	4,042	0	5,958	276,725	0	0	0
H08.07.31		10,000	34		18%	4,639	0	5,361	271,364	0	0	0
H08.08.29		10,000	29		18%	3,880	0	6,120	265,244	0	0	0
H08.09.30		9,000	32		18%	4,185	0	4,815	260,429	0	0	0
H08.10.30		7,000	30		18%	3,852	0	3,148	257,281	0	0	0
H08.11.28		7,000	29		18%	3,679	0	3,321	253,960	0	0	0
H08.12.25		15,100	27		18%	3,381	0	11,719	242,241	0	0	0
H09.01.28		8,000	34		18%	4,061	0	3,939	238,302	0	0	0
H09.02.27		7,000	30		18%	3,525	0	3,475	234,827	0	0	0
H09.03.26		7,000	27		18%	3,126	0	3,874	230,953	0	0	0
H09.04.25		9,997	30		18%	3,416	0	6,581	224,372	0	0	0
H09.05.27		10,000	32		18%	3,540	0	6,460	217,912	0	0	0
H09.06.27		11,000	31		18%	3,331	0	7,669	210,243	0	0	0
H09.07.27		11,000	30		18%	3,110	0	7,890	202,353	0	0	0
H09.08.27		11,000	31		18%	3,093	0	7,907	194,446	0	0	0
H09.09.27		9,717	31		18%	2,972	0	6,745	187,701	0	0	0
H09.10.27		10,000	30		18%	2,776	0	7,224	180,477	0	0	0
H09.11.27		10,001	31		18%	2,759	0	7,242	173,235	0	0	0
H09.12.26		6,000	29		18%	2,477	0	3,523	169,712	0	0	0
H10.01.30		7,000	35		18%	2,929	0	4,071	165,641	0	0	0
H10.02.27		16,000	28		18%	2,287	0	13,713	151,928	0	0	0
H10.03.31		16,000	32		18%	2,397	0	13,603	138,325	0	0	0
H10.04.28		15,000	28		18%	1,910	0	13,090	125,235	0	0	0
H10.05.25		15,000	27		18%	1,667	0	13,333	111,902	0	0	0
H10.06.29		16,000	35		18%	1,931	0	14,069	97,833	0	0	0
H10.07.25		14,976	26		18%	1,254	0	13,722	84,111	0	0	0
H10.08.26		15,000	32		18%	1,327	0	13,673	70,438	0	0	0
H10.09.28		70,000	33		18%	1,146	0	68,854	1,584	0	0	0
H10.10.27		13,000	29		18%	22	0	12,978	-11,394	0	0	0
H10.11.26		14,000	30		0%	0	0	14,000	-25,394	0	46	0
H10.12.28		13,000	32		0%	0	0	13,000	-38,394	0	111	0
H11.01.28		20,016	31		0%	0	0	20,016	-58,410	0	163	0
H11.02.25		12,000	28		0%	0	0	12,000	-70,410	0	224	0
H11.03.30		11,000	33		0%	0	0	11,000	-81,410	0	318	0
H11.04.30		11,000	31		0%	0	0	11,000	-92,410	0	345	0
H11.05.30		11,000	30		0%	0	0	11,000	-103,410	0	379	0
H11.06.30		5,302	31		0%	0	0	5,302	-108,712	0	439	0

未充当計  
2,025

元利合計 -110,737

これは正本である。

平成19年12月18日

東京簡易裁判所民事第3室1係

裁判所書記官 米田 祐 佳

